

事務連絡  
令和3年12月16日

都道府県、市、特別区水道行政担当部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局  
水道課水道水質管理室

### 専用水道における空調用水配管からの汚染水混入による水質異常事例について

日頃、水道行政の推進につきましてはご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、地下水を水源とする専用水道において別紙の通り健康被害を伴う水質異常が発生しました。上水系統配管に、逆止弁を介して接続された空調用水配管の汚染水が混入したことが原因と考えられています。

今回の空調用水配管との接続箇所は病棟内であったことから、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の4の規定が適用されるものでした。しかしながら、建築物内においてその他の配管設備と誤接続があった場合には利用する水を汚染するおそれがあり、水道法で直接的に規制されるものではなくとも、留意が必要です。

貴都道府県等におかれては、水道法（昭和32年法律第177号）第32条の規定に基づく専用水道の布設工事の確認に当たっては、当該水道施設の構造が水の汚染のおそれがないものであり、施設基準に適合していることを確実に確認するようお願いいたします。また、貴管下の専用水道設置者に対し、遺漏のないよう引き続き指導をお願いするとともに、水道の管理の適正を確保するために必要と認められる場合においては、水道法第39条第1項及び第2項に規定する必要な報告の徴収又は立入検査により、適切に監督するようお願いいたします。

なお、今後とも、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者等並びに専用水道設置者、飲用井戸等において飲料水の水質異常などが発生した場合には、「飲料水健康危機管理実施要領」及び「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質異常等に関する情報の提供について」（平成25年10月25日付け健水発1025第1号厚生労働省健康局水道課長通知）に基づき、当課宛てに直ちに連絡するようお願いいたします。